

議案第 1 号

平 2 0 都 市 計 画 第 7 5 6 号
平成20年(2008年) 11月26日

山口県都市計画審議会
会 長 村 田 秀 一 様

山口県知事 二 井 関 成

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は議案集別冊(1)のとおり」

理 由

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするために、平成 16 年 3 月に都市計画決定されています。

この度、都市計画愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、この事業を位置付けている本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

議案集別冊(2)のとおり

第 136 回山口県都市計画審議会議案

< 議案集別冊(1) >

- ・ 議案第 1 号関係 「岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

岩国都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
2-1. 区域区分の決定の有無	4
2-2. 区域区分の方針	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	23

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、基準年次より 20 年後となる平成 32 年を想定し、「区域区分*」については、基準年次より 10 年後となる平成 22 年を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次の通りである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町村名	範 囲	規 模	備 考
岩 国 都市計画区域	岩国市	行政区域の一部	7,684 ha	
	和木町	行政区域全域	1,056 ha	
	合 計		8,740 ha	

1-2. 都市づくりの基本理念

岩国都市計画区域は、広島県と隣接する山口県の東部に位置し、岩国市と和木町の1市1町で構成されている。

本区域は、錦帯橋に象徴される名勝・史跡等に恵まれた観光のまち、瀬戸内海臨海工業地帯の一翼を担う工業のまち、基地のあるまちなど様々な顔をもっており、岩国広域都市圏の中核を担う重要な区域でもある。

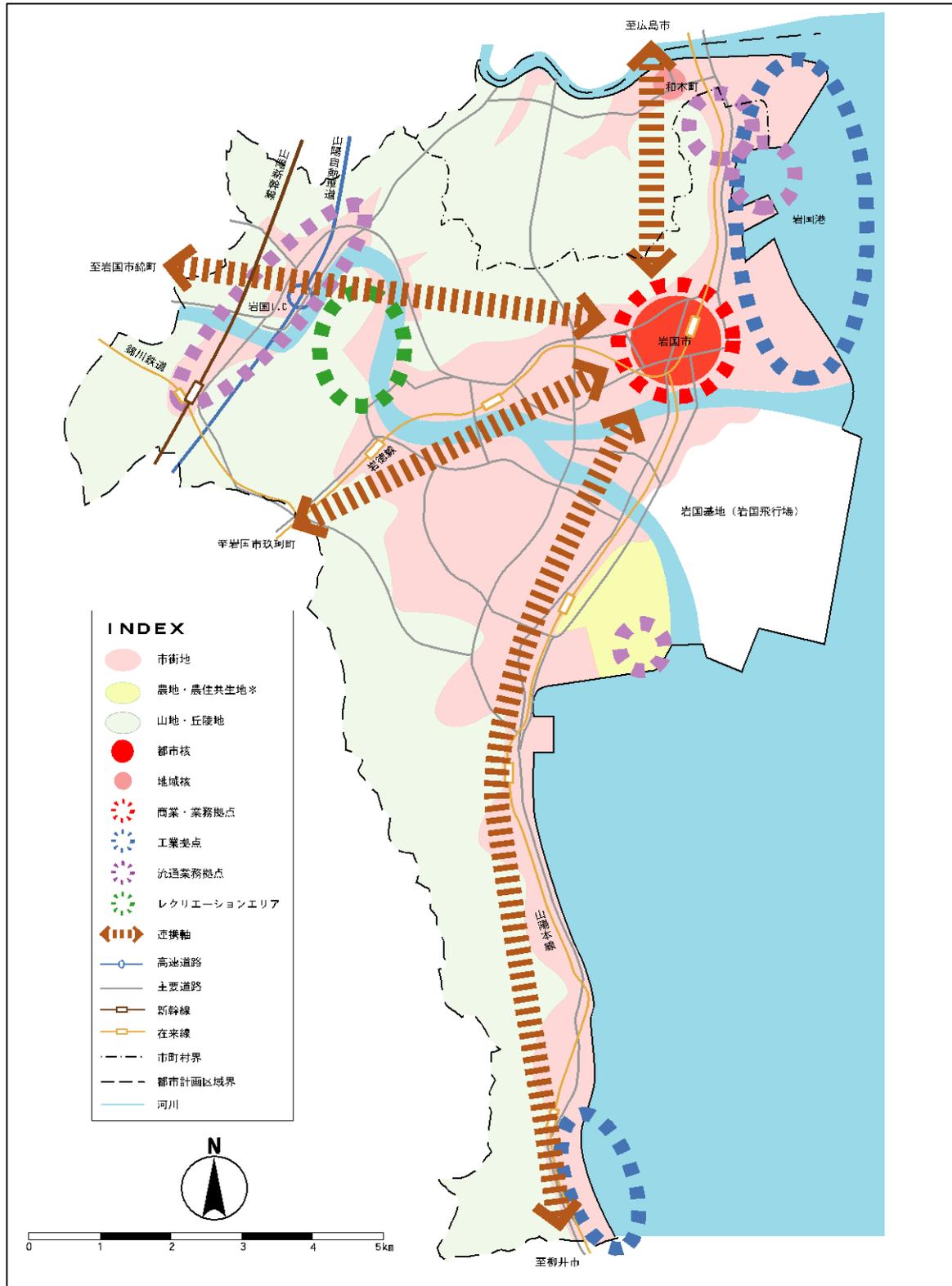
また、岩国港、山陽新幹線新岩国駅、山陽自動車道岩国インターチェンジ等の広域交通基盤*が整備される山口県東部の交通の要衝地でもある。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

県域を越えた連携による、新たな魅力を創り出す交流都市づくり

- 自然・歴史などの郷土資源を活かした魅力ある都市空間の創出を図り、山口県東部の玄関口にふさわしく、人と環境に優しい都市づくりを進める。
- 街並みの個性を活かした中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積したコンパクトな都市づくりを進める。
- 広域的な交流を支える都市ネットワーク*の形成を図り、山口県東部の拠点都市として、周辺市町村と連携しながら、人・物・情報が交流する活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■岩国都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、本区域の開発圧力*は強く、市街地拡大の可能性が高く、田園部や丘陵部などの自然的環境を保全していく必要があるためである。

2-2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

【おおむねの人口】

区 分	年 次	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (10 年後)
都市計画区域内人口		106 千人	おおむね 106 千人
市街化区域*内人口		100 千人	おおむね 101 千人

※ 平成 12 年値 (都市計画基礎調査)

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。

【おおむねの産業規模】

区 分	年 次	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (10 年後)
生産規模	工業出荷額	6,422 億円	7,520 億円
	商品販売額	3,155 億円 (注)	3,279 億円
就業構造	第 1 次産業	2 千人 (3%)	1 千人 (2%)
	第 2 次産業	18 千人 (34%)	18 千人 (33%)
	第 3 次産業	33 千人 (63%)	34 千人 (65%)

(注) 平成 9 年値

※ 平成 12 年値 (山口県の工業、商業統計調査、都市計画基礎調査。ただし、商品販売額は、平成 9 年の商業統計調査の卸売販売額及び小売り販売額の合計値)

※ 就業構造は、行政区域内の常住地における就業人口

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 22 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

【市街化区域の規模】

	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (10 年後)
市街化区域面積	2,796 ha	おおむね 2,817 ha

※ 平成 12 年値（都市計画年報による平成 13 年 3 月 31 日現在の値）

※ 3-1. (5) ⑤の区域は含まない

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

コンパクトな都市づくりを進めるために、市街化区域内の土地利用の促進と、市街化調整区域*での原則市街化の抑制を図る。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 市役所や銀行などの業務施設や広域的集客力のある商業施設が集積している岩国市麻里布、今津地区は、本圏域の中心市街地であるとともに山口県東部の玄関口としての役割も果たしており、岩国駅のターミナル機能*の強化を軸として、商業活性化のための環境整備を図り、山口県東部の中核都市*らしい魅力ある商業・業務地の形成を図る。
- ・ 錦帯橋周辺の商業地については、観光の拠点としての特性を活かした魅力のある商業地の形成に努めるとともに、岩国市の南岩国地区等の鉄道駅周辺、川下地区及び和木町の中心部などについては、行政区域あるいは地区周辺の区域にサービスする商業・業務地としての機能集積に努める。
- ・ 生活サービス施設などがある近隣商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境の維持・形成を図りつつ、利便性の高い商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 岩国市装港、飯田、日の出、灘、通津地区及び和木町和木地区などの瀬戸内海臨海部の工業施設が集積している地区については、企業活動の基盤となる道路、港湾などの整備を促進し、今後とも多様な産業が展開できる基盤づくりを推進する。また、これらの既存工業地については、防災面や環境面に配慮するため、緩衝緑地帯の設置など周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、各地域の特性に応じ都市施設の整備を図り、ゆとりある良好な住環境の形成に努める。
- ・ 専用住宅地は、低層住宅や中高層共同住宅の立地している地区や計画的に開発された住宅地に配置する。特に、計画的開発団地においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 木造老朽建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画などにより、木造老朽住宅の建替え促進や生活道路の整備などを進め、住環境の改善を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かしたまちづくりを推進する。

④ 流通業務地

- ・ 岩国市御庄・藤河地区に位置する山陽新幹線新岩国駅及び山陽自動車道の岩国インターチェンジ周辺については、広域交通の利便性を活かした流通業務施設の集積の誘導に努める。
- ・ 岩国市の自動車ターミナル、岩国港装港地区、岩国市地方卸売市場を流通業務地として位置づけ、機能の強化に努める。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 岩国市や和木町の中心部の商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、緩衝緑地帯の設置など周辺環境の整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 岩国市平田、愛宕、灘地区の周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備を図り、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 中心市街地の再構築を図るため、本区域の中心部となっている岩国市麻里布、今津地区については、商業・業務、文化、情報等高次都市機能*の集積に努めとともに、岩国駅のターミナル機能の強化を軸として、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 住工混在地区については、住工分離を促進するとともに企業の集約を進め、住工混在地区の環境整備を図る。
- ・ 住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用の誘導を推進する。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 既成市街地の木造老朽建築物や細街路からなる密集した居住環境上問題のある地域については、市街地開発等の面的整備を進め、住環境の改善に努める。
- ・ 地区計画や緑地協定、建築協定等を活用し、地域の特性に応じた良好な住環境の形成に努める。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 市街地内の社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然景観を残す錦帯橋周辺地区など、地域を特徴づける景観を有する地区については、その景観の保全を図る。特に、名勝錦帯橋を中心とした一体的な景勝の形成に配慮し、自然環境と都市環境の調和を図り、風致の維持に努める。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 岩国市尾津地区などに広がる市街地周辺部の農地は、農業農村整備事業等が実施されているなど、良好な農地地帯を形成している地区である。
- ・ 地域の特色となっているハス田などの農地は、今後とも食糧の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区として保全・整備に努める。
- ・ その他、農業農村整備事業が実施済みまたは事業実施が計画されているなど、良好な農村地帯を形成している地区については、今後とも農業生産基盤の整備充実を図り、農業生産の向上に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、良好な営農等の条件や居住環境の確保に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂流出及び土砂崩壊のおそれがある錦川流域や保安林指定地区等については、災害防止の観点から市街化の抑制を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 錦帯橋周辺及び吉香公園を含む城山一帯や、川下地区のクスノキ巨樹群など錦川沿いについては、豊かで美しい自然環境の保全に努めるとともに、自然と触れ合うことのできるふれあいの場の創出を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

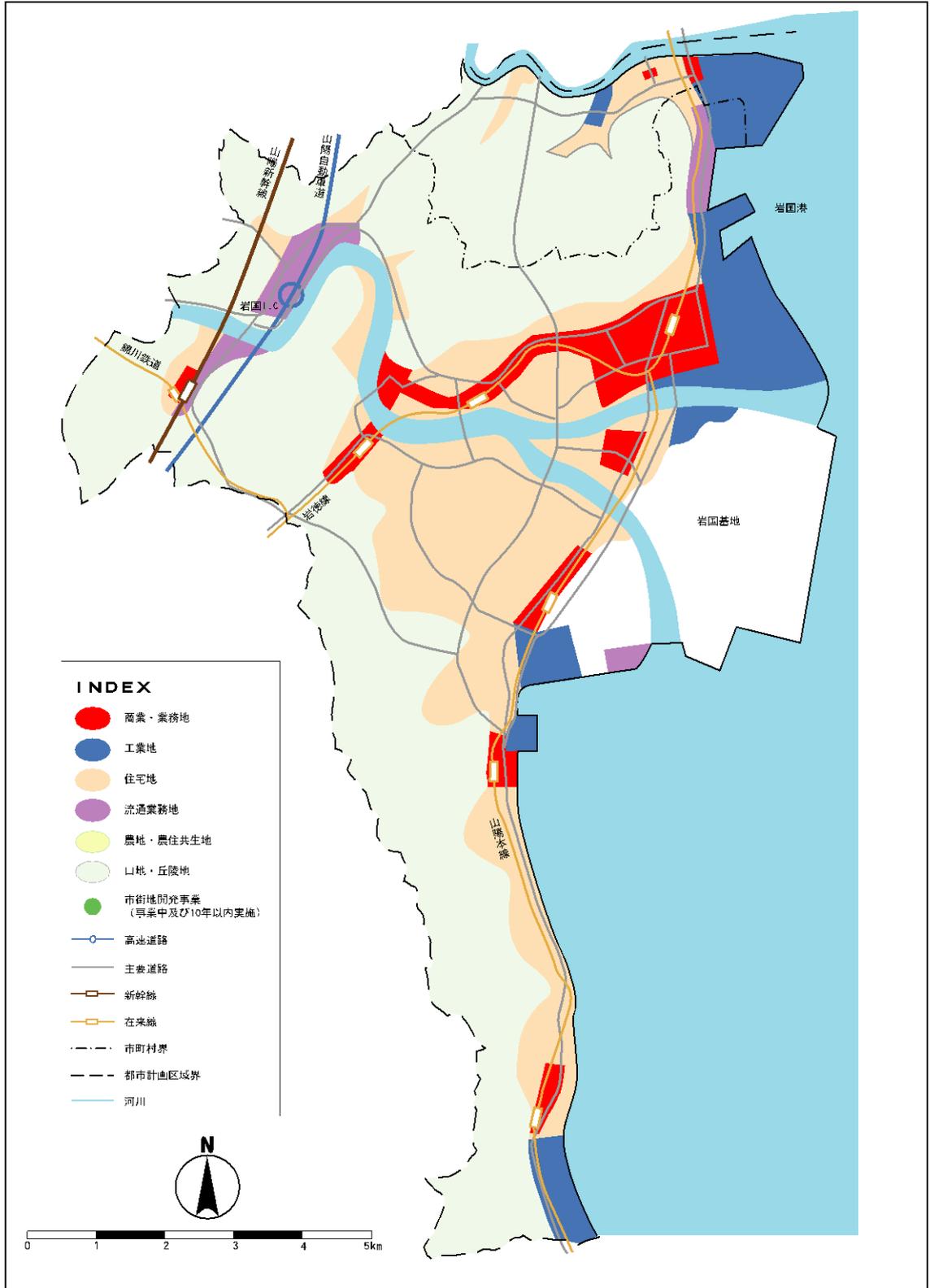
- ・ 市街化調整区域においては、開発の抑制を原則とし、田園環境や海岸、山地・丘陵地などの自然的環境の保全によりコンパクトな都市づくりを進めつつ、市街化区域に近接し既にある程度建築物の立地が進んでいる区域においては、必要に応じて合理的かつ秩序ある土地利用を許容する。

⑤ 計画的な市街地整備の見通しに関する方針

- ・ 南岩国町四丁目地区等については、計画的な市街地整備の見通しがある区域とし、今後事業の実施が確実になった時点で、市街化区域に編入することとする。

- ・ その他、市街化区域縁辺部、幹線道路沿道など土地利用の変化が著しい地区については、随時その動向を把握し、市街化の傾向が強まる兆しが見られた場合には、農林漁業との健全な調和を図りつつ市街化区域への編入を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 広域交流を通じた地域活性化を図るため、県域を越えた交流と連携の推進を支える総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ コンパクトな市街地形成や都心部に集中している交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、バイパスや環状道路の整備による幹線道路ネットワークの構築を図る。
- ・ 道路が災害時の避難や救援、物資運搬の経路となり、また、火災時の焼け止まり線としても機能するよう、沿道市街地の防災性の向上と併せて、安全な生活を支える道路網の整備を進める。
- ・ 災害時において、代替ルートが確保できるよう、広域交通ネットワークや生活圏内の道路網の整備に努め、ライフラインとしての機能の充実を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、地域整備の方向性を見直しなどと併せて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 公共交通については、ダイヤ編成の改善や運行本数の増加等、利便性の向上と交通結節機能の強化を図る。

2) 整備水準の目標

- ・ 地域間の移動時間の短縮の充実や快適な歩行空間の創造を目的に策定された「ジョイフルロード構想」の実現とともに、安全で快適な交通施設整備の進展を目指す。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【地域高規格道路*】

- ・ 広島方面との交流・連携の促進や区域内の円滑な交通流動の確保を図るため、地域高規格道路の岩国大竹道路や岩国南道路線（岩国南バイパス）を位置づける。

【広域幹線道路】

- ・ 広域的な道路として国道2号、国道188号、岩国玖珂線を位置づける。

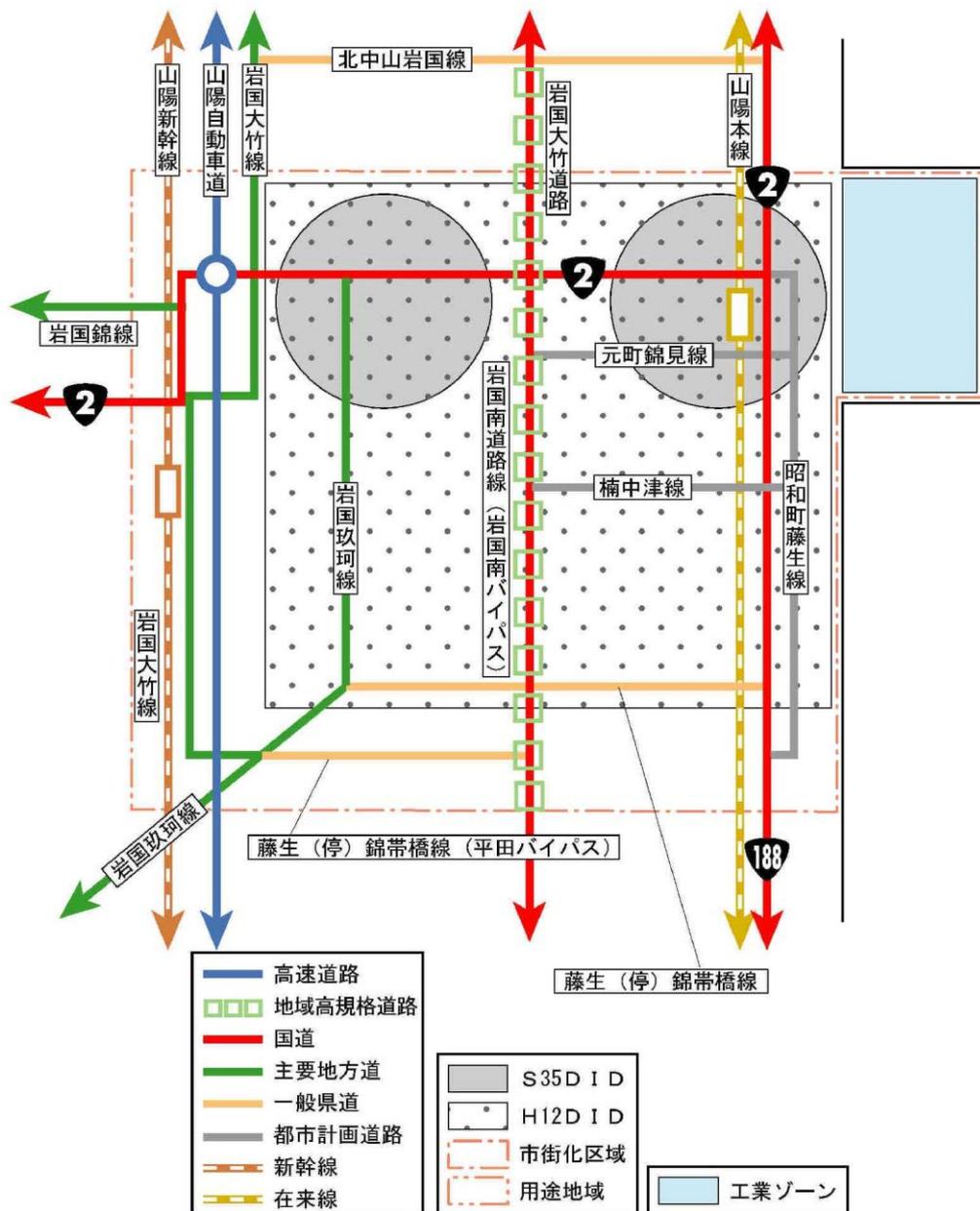
【地域幹線道路】

- ・ 周辺地域との連携を促進する道路として岩国大竹線、岩国錦線を位置づける。
- ・ 山陽自動車道IC、山陽新幹線新岩国駅の広域交通拠点と連携を強化するために、環状道路の一部にもなっている藤生（停）錦帯橋線（平田バイパス）、北中山岩国線を位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 岩国駅周辺の中心市街地及びその南側市街地部と錦帯橋東側の市街地部との連絡性確保による一体化した市街地形成のために、(都)元町錦見線、(都)昭和町藤生線、(都)岩国停車場保津線(国道188号)、(都)楠中津線などを位置づける。
- ・ 錦川(今津川、門前川)以南においては市街地が分散しているため、(都)岩国停車場保津線(国道188号)、藤生(停)錦帯橋線を一体化した市街地形成に向けて位置づけ、各市街地間の連絡性を高める。

■主要道路の配置の方針図



2) 公共交通

- ・ 公共交通における広域交通拠点として、JR 岩国駅及び新岩国駅を位置づけ、新幹線、在来線等の鉄道間の乗り継ぎ及び他の交通機関との結節機能を強化する。特に、岩国駅付近では、ターミナル機能の強化を軸として周辺の中心市街地も含めた一体の整備を図る。
- ・ 錦川清流線の利用促進を図るとともに、鉄道網との連携を前提とした広域的なバス網を構成し、鉄道サービスを受けないエリアをカバーする公共交通網を整備する。

3) 空港

- ・ 岩国飛行場の民間空港としての再開を推進する。また、再開にあわせたアクセス機能の向上を図る。

4) 駐車場

- ・ 既成市街地における駐車需要に対応するため、駐車場整備計画に基づき、公共駐車場の整備を促進する。

5) その他

- ・ 本都市圏の産業、経済進展の基盤となっている岩国港は、物流需要の増大、船舶の大型化、円滑な交通の確保等に対応するため、公共ふ頭、臨港道路などの港湾施設の整備を進める。

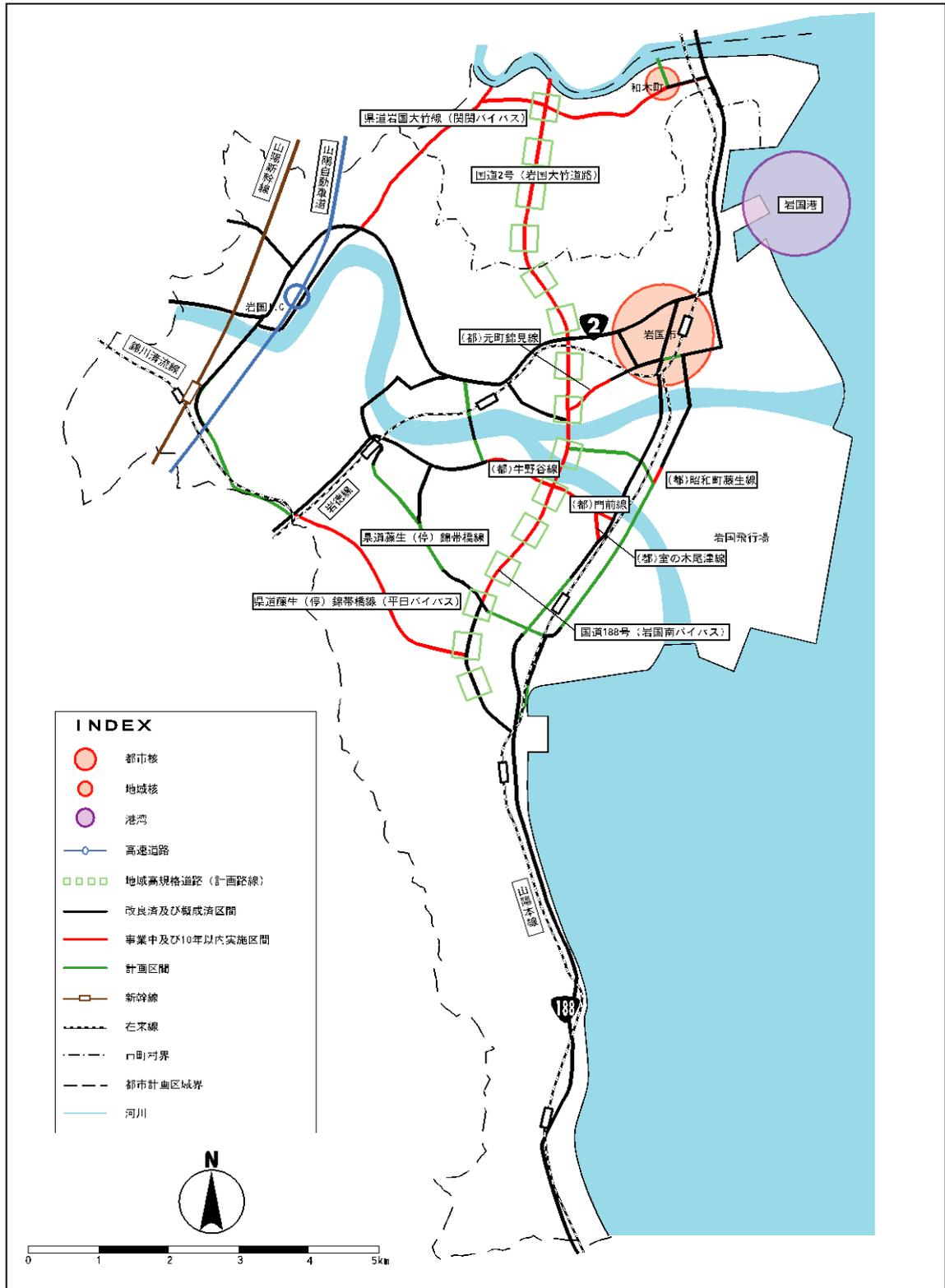
③ 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているもの及び優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているもの及びおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

種 別	名 称	市町村名
道 路	国道 2 号 (岩国大竹道路)	岩国市、和木町
	国道 188 号 (岩国南バイパス)	岩国市
	県道 岩国大竹線 (関関バイパス)	岩国市、和木町
	県道 藤生 (停) 錦帯橋線 (平田バイパス)	岩国市
	都市計画道路 昭和町藤生線	岩国市
	都市計画道路 門前線	岩国市
	都市計画道路 室の木尾津線	岩国市
	都市計画道路 元町錦見線	岩国市
	都市計画道路 今津川線	岩国市
	都市計画道路 牛野谷線	岩国市

■交通施設の整備方針



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、浄化槽や農漁村地域における集落排水施設の整備など、各地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。

ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出などの自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善などの豊かで清らかな流れの川づくり、洪水などに対して安全で安心できる川づくり、親水レクリエーションなど地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 洪水被害軽減策として、雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップの公表等により、住民に自主的かつ的確な避難等を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県汚水処理施設整備構想」に基づき、集落排水施設等の集合処理施設及び浄化槽との連携により、効率的に事業の実施を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画を策定し、事業の実施を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備し、周辺市街地及び新市街地についても計画的な事業の促進に努め、良好な生活環境の確保を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・汚水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。

2) 河川

- ・ 本区域を流れる一級河川小瀬川、二級河川錦川等の河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺の環境を考慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 都市地域の重要なオープンスペースであることから、人々が身近に水辺に近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

③ 主要な施設の整備目標

本区域における公共下水道及び河川のうち、現在事業を実施しているもの及び優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているもの及びおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種 別	名 称
下水道	岩国市公共下水道、和木町公共下水道
河 川	小瀬川、錦川、平田川

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

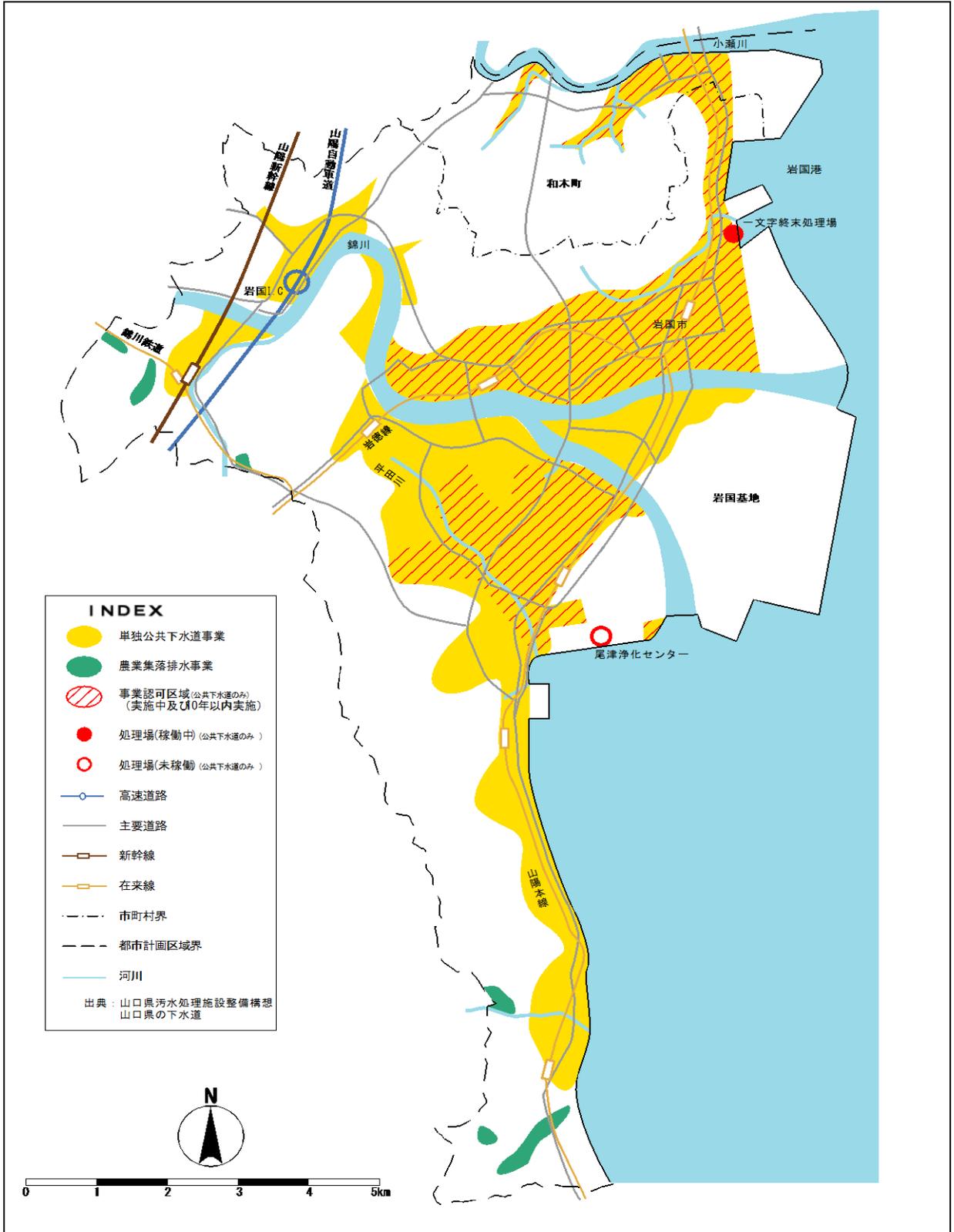
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、廃棄物の適正処理を促進するとともに、卸売市場、火葬場、ごみ焼却場及び汚物・産業廃棄物処理場などの供給処理施設の整備と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 分別収集の徹底、リサイクル活動拠点の整備等により、ごみの再資源化を推進する。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「山口県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ 岩国市にあるごみ焼却施設、リサイクルプラザについては、より環境への影響を配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。また、し尿処理施設については、早期に新施設に移行できるように事業を進める。
- ・ 和木町の可燃物処理については、周陽環境整備組合との連携のもと、効率的かつ環境保全にも配慮した運営を促進するとともに、施設の充実を図る。また、不燃物処理については、施設の整備充実を図る。
- ・ 卸売市場については、「山口県卸売市場整備計画」に基づき、適正な配置を推進する。
- ・ 火葬場については、火葬形態の近代化に対応した施設の改善や、施設の経年変化に伴う機能・設備の更新に努める。

■下水道及び河川の整備方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業等の面整備や地区計画などにより、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 特に、岩国市の中心市街地については、山口県東部の中核都市の中心部としてより一層の活性化を図るため、「中心市街地活性化事業」を軸に高次都市機能の誘導や秩序ある都市施設の整備に努め、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進める。
- ・ 歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かした街づくりを促進する。
- ・ 長期間にわたり事業が行われていない市街地開発事業については、都市の将来像を踏まえ、当該地区の市街地開発事業による一体的な整備の必要性について十分検討を行った上で、事業の見直しを図る。
- ・ 公共建築物、道路、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図り、子供から高齢者まですべての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進する。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 基本方針

- ・ 豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会*の形成を進めるため、森林、河川、農地、海岸などの自然環境を適正に保全するとともに、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの空間の整備を図る。
- ・ ヒートアイランド現象を軽減し、さわやかな風を市街地に送り込む「風のみち」をはじめ、気温・湿度の調節を行う気象の緩和機能、二酸化炭素の吸収や浮遊粒子状物質の吸着を行う大気浄化機能など、緑が持つ都市の環境への負荷を軽減する役割を増大し、生活環境の改善につながる都市緑化を推進する。
- ・ 緑豊かなうるおいのある都市景観の形成、身近な緑の中でのレクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、広域緑地計画*や緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備を進める。

2) 計画水準

身近な自然環境と触れあえる生活環境を実現するため、将来市街地において、緑地として確保する目標量は、次表のとおりとする。

【緑地の確保目標量】（広域都市圏単位）

	平成 32 年
将来市街地面積に対する割合	おおむね 30%

※ 将来市街地面積に対する割合 = (将来市街地内の緑地確保目標量 + 将来市街地に接する周辺緑地の確保目標量) / (将来市街地面積 + 将来市街地に接した周辺緑地の確保目標量)

また、都市公園として整備すべき緑地の都市計画区域内人口 1 人当たりの目標量は、次表のとおりとする。

【都市公園の目標量】（広域都市圏単位）

	平成 32 年
都市計画区域内人口 1 人当たりの目標量	約 20m ² /人

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の 4 つの系統毎に緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している山地丘陵地や樹林地、錦川や小瀬川などの河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 都市や地区を特色づけ、歴史風土を感じさせる史跡等と一体となった樹林地を保全整備する。特に、歴史的遺産を擁する城山を中心とした地区は、錦川と一体的に保全整備

備する。

- ・都市の気象を緩和する役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち」となる道路や河川などの連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。

2) レクリエーション系統

- ・渡り鳥等の飛来地である錦川河口付近の保全を図る。
- ・レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*などの都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。

3) 防災系統

- ・地震、火災、水害時における安全性の確保のため、都市基幹公園において、避難・災害救援機能を整備するとともに、防災拠点への避難誘導路ネットワークを整備する。
- ・地すべり、がけ崩れ等の危険性の大きい地域、市街地内の浸水等による災害発生のおそれのある地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。
- ・幹線道路沿道の緩衝緑地帯を整備する。

4) 景観構成系統

- ・都市を特徴づける景観を形成している市街地背後の丘陵地や樹林地を保全する。
- ・都市に潤いをもたらしている錦川、小瀬川の河川空間については、地域を代表するすぐれた景観を形成するものとして保全・創出を図る。
- ・街路樹の植栽などによる都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は次表のとおりである。

【都市計画公園・緑地等の配置方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
都市基幹公園	総合公園	吉香公園については、地域の歴史文化とのふれあいの拠点として、整備充実に努める。 蜂ヶ峯総合公園については、人々が憩い、多目的に利用できる公園として整備充実に努める。
	運動公園	一部開設されている岩国運動公園については、身近な健康運動の拠点として整備充実に努める。

その他の公園・緑地	錦川、小瀬川については、豊かで美しい自然や歴史的な街並み等との調和を図りながら、保全・創出に努める。
-----------	--

2) 緑地保全地区等の指定方針

本区域における緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

【緑地保全地区等の指定方針】

地区の種別	指定方針
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地などは、良好な自然的景観の維持に必要な緑地として指定を検討する。

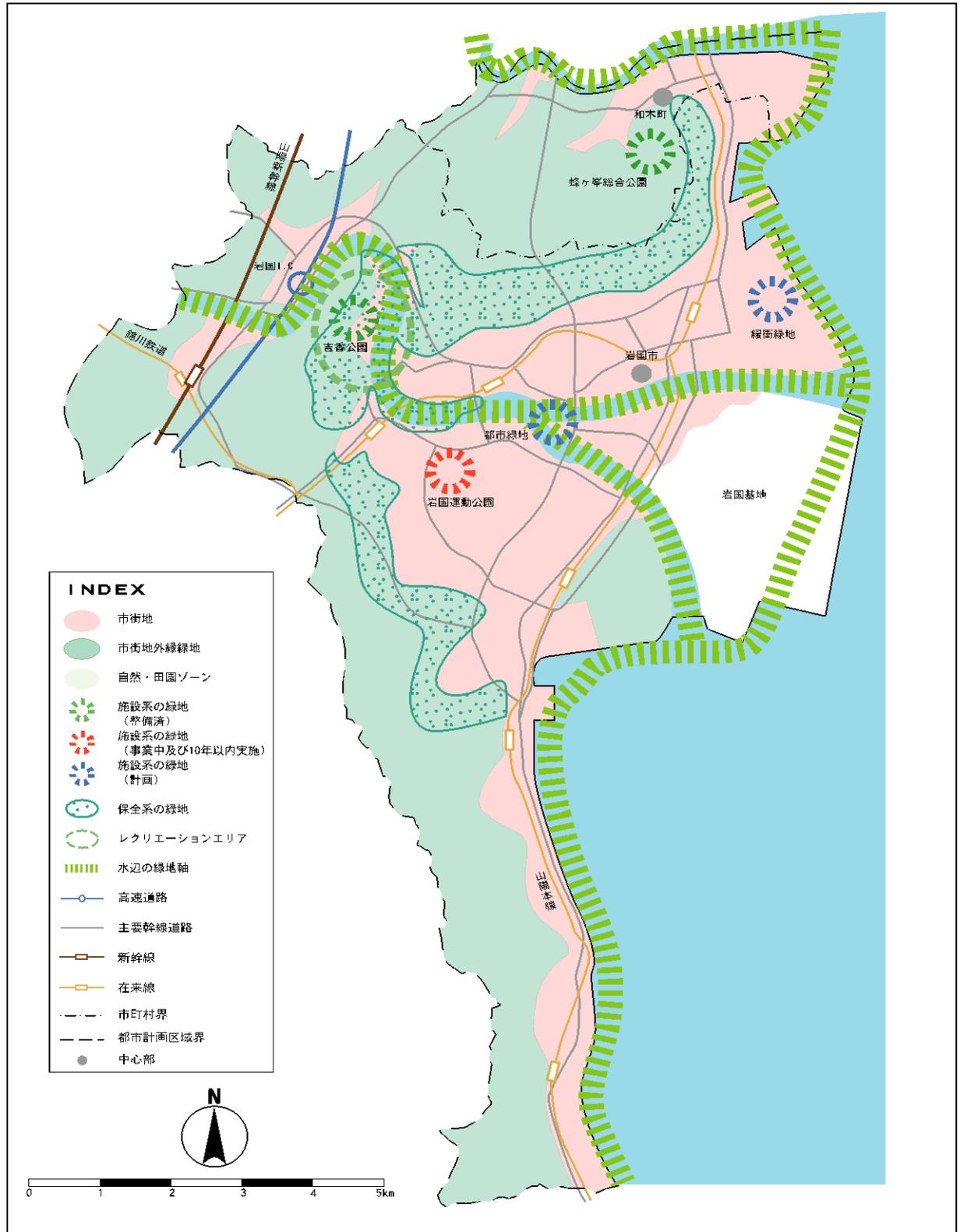
④ 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地等のうち、現在事業を実施しているもの及び優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているもの及びおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

市町村名	種別	名称
岩国市	運動公園	岩国運動公園

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進するための指針となる「(仮称) 山口県景観ビジョン」に基づき、本区域の自然景観の骨格をなしている市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川などの自然景観の保全や歴史的街並みの保全、都市緑化の推進と併せ、街並み景観に配慮した建築物や都市施設のデザイン等による魅力ある都市景観の創出等を図る。
- ・ 景観に対する意識の啓発や、それに必要な情報提供を積極的に行い、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら協働してうるおいのある、美しいまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 岩国市の中心市街地については、魅力ある都市景観の創出を図り、山口県東部の中核都市の中心部にふさわしい都市の顔づくりを行う。
- ・ 歴史的な景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かした美しいまちづくりを図る。
- ・ 市街地背後の山地・丘陵地は、市街地の骨格を形成する自然景観であり、都市を特徴づける貴重な景観として保全を図る。
- ・ 市街地における貴重なオープンスペースでもあり、本区域を代表するすぐれた景観を形成している錦川、小瀬川の河川景観の保全・創出を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワークの演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

第 136 回山口県都市計画審議会議案

< 議案集別冊 (2) >

- ・ 議案第 1 号関係 「岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
新旧対照表(抜粋)

* 新旧対照表は、変更箇所をアンダーライン又は枠囲みで表示し、変更のない項目は表示を省略している。

岩国都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

新旧対照表

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

(省略)

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

(省略)

1-2. 都市づくりの基本理念

(省略)

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

(同左)

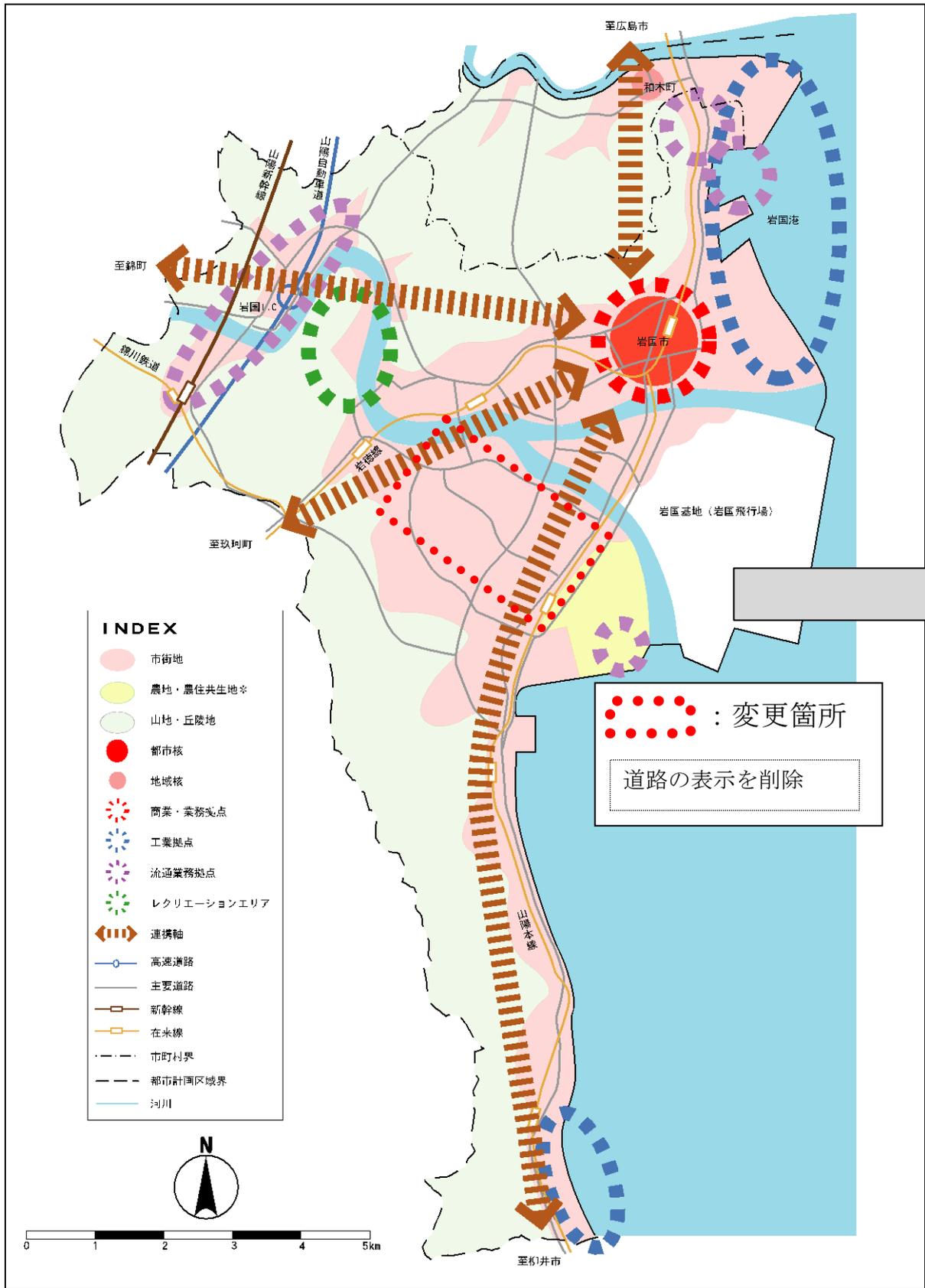
(2) 都市計画区域の範囲及び規模

(同左)

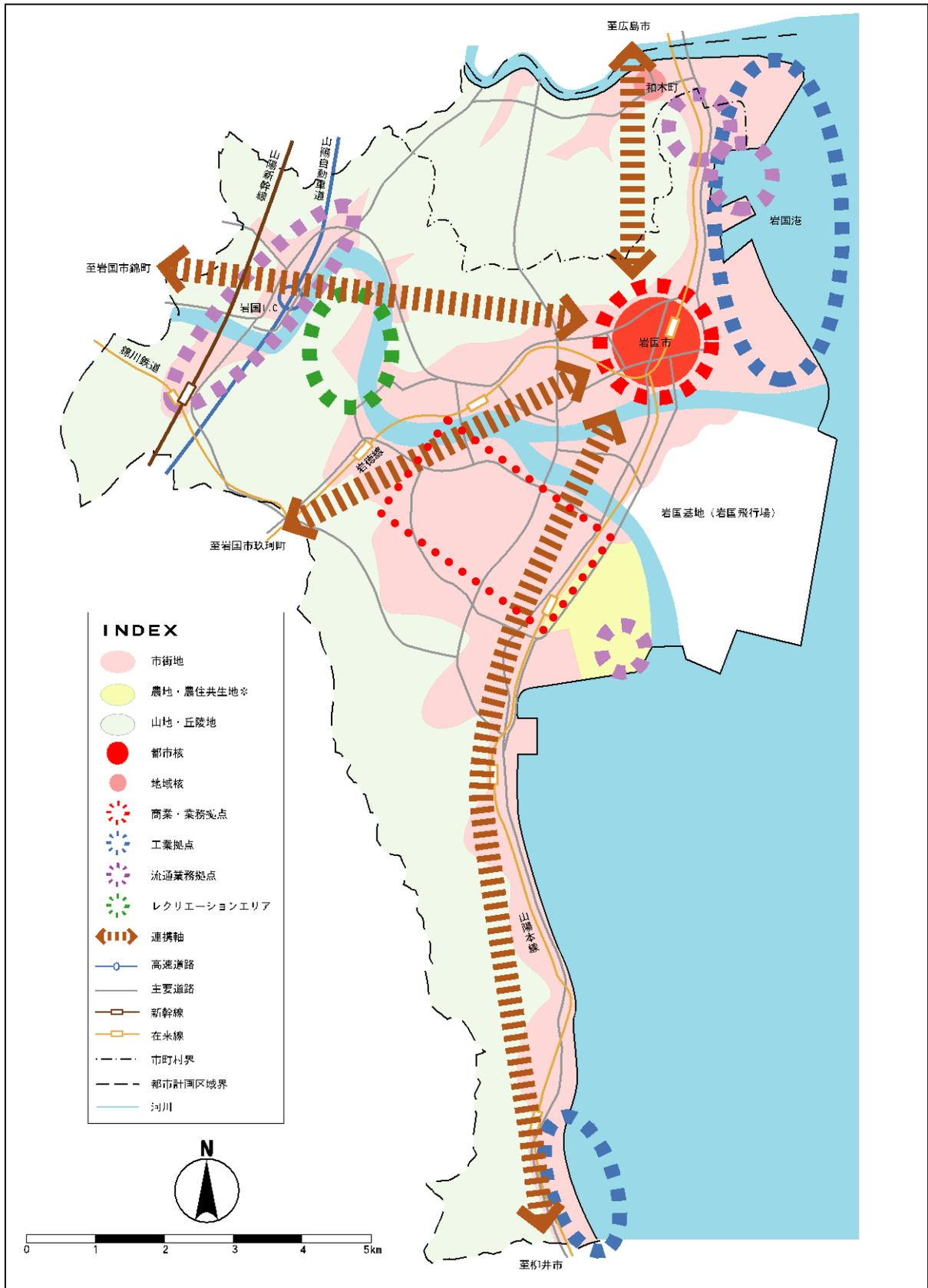
1-2. 都市づくりの基本理念

(同左)

■岩国都市計画区域の将来都市構造



■岩国都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1. 区域区分の決定の有無

(省略)

2-2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

(省略)

(2) 産業の規模

(省略)

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

(省略)

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1. 区域区分の決定の有無

(同左)

2-2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

(同左)

(2) 産業の規模

(同左)

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

(同左)

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(省略)

(1) 主要用途の配置の方針

①□ 商業地・業務地

(省略)

②□ 工業地

(省略)

③□ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、各地域の特性に応じ都市施設の整備を図り、ゆとりある良好な住環境の形成に努める。
- ・ 専用住宅地は、低層住宅や中高層共同住宅の立地している地区や計画的に開発された住宅地に配置する。特に、計画的開発団地においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 木造老朽建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画などにより、木造老朽住宅の建替え促進や生活道路の整備などを進め、住環境の改善を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かしたまちづくりを促進する。
- ・ 岩国市愛宕山地区については、自然と共生するまちづくりを目指し、優良な住環境を備えた住宅地の整備を図る。

④□ 流通業務地

(省略)

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(省略)

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備を図り、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。
- ・ 人口集中の著しい市街地の周辺の地域において、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図るため、岩国市愛宕山地区に新住宅市街地開発事業*を推進する。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

(省略)

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

(省略)

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(同左)

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

(同左)

② 工業地

(同左)

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地やその周辺市街地については、各地域の特性に応じ都市施設の整備を図り、ゆとりある良好な住環境の形成に努める。
- ・ 専用住宅地は、低層住宅や中高層共同住宅の立地している地区や計画的に開発された住宅地に配置する。特に、計画的開発団地においては、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 木造老朽建築物や細街路からなる密集した市街地では、面整備や地区計画などにより、木造老朽住宅の建替え促進や生活道路の整備などを進め、住環境の改善を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かしたまちづくりを促進する。

④ 流通業務地

(同左)

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(同左)

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事業等による面的整備を図り、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

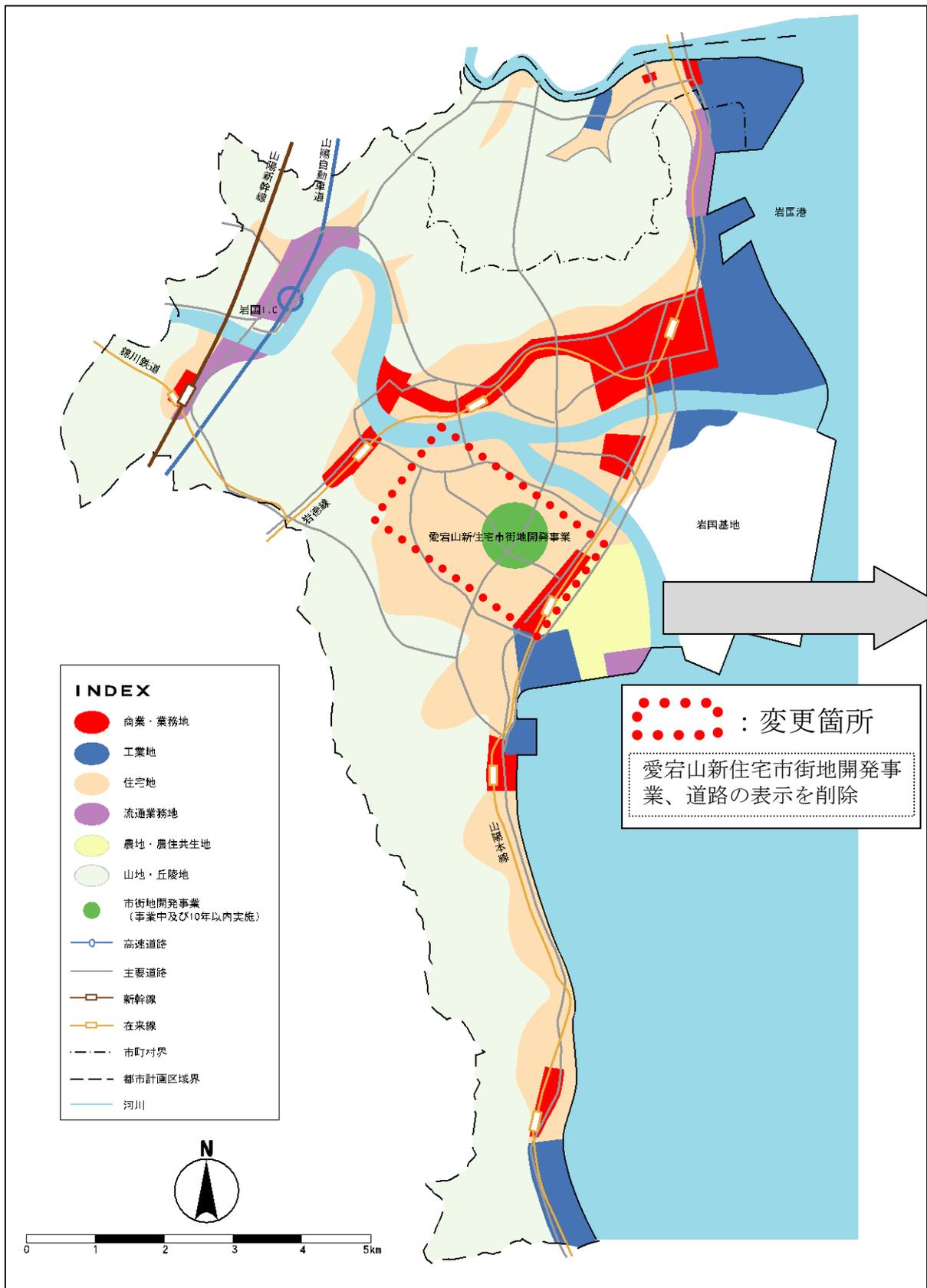
(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

(同左)

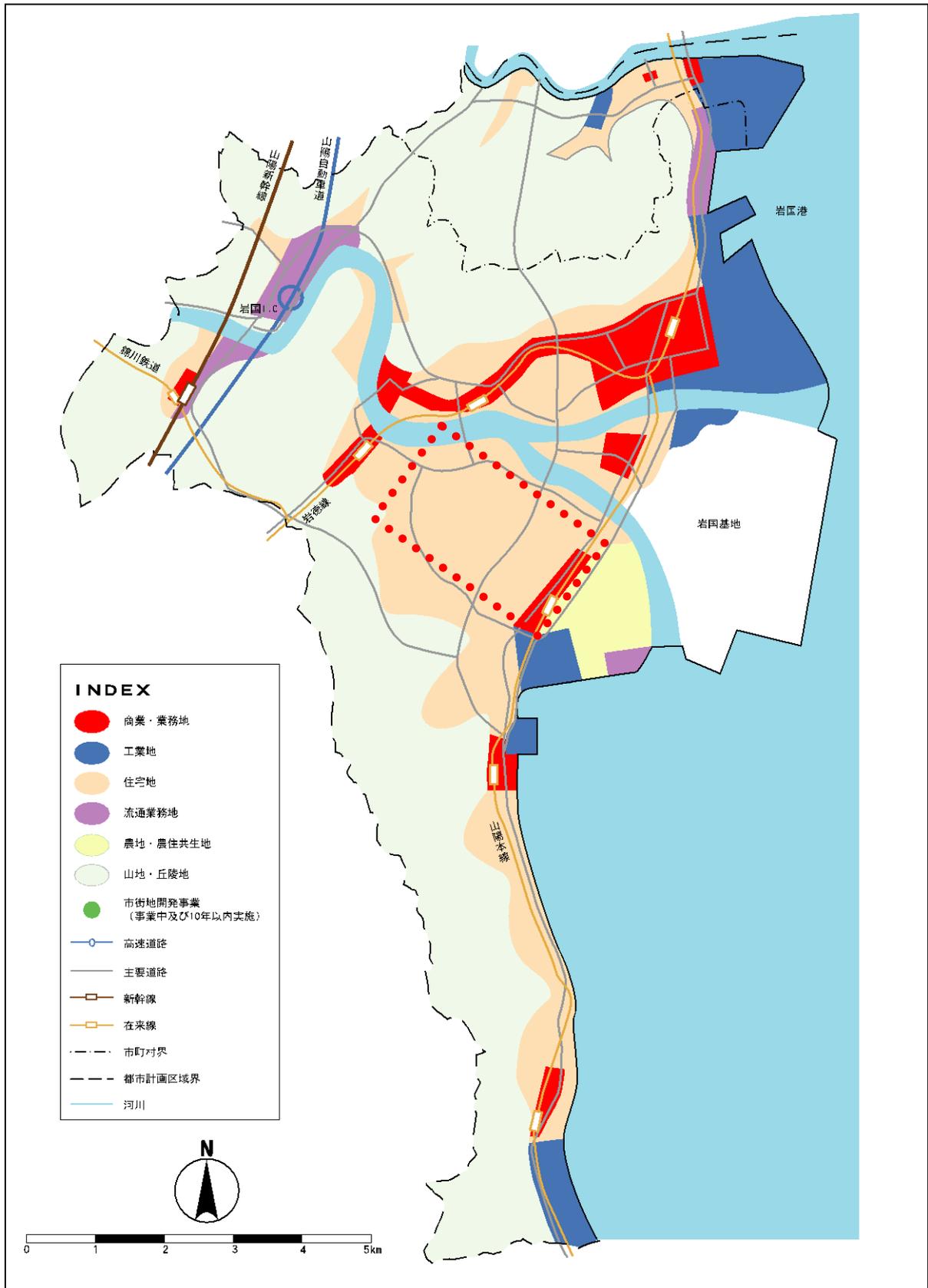
(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

(同左)

■土地利用及び市街地整備に関する方針



■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

(省略)

② 主要な施設の配置の方針

(省略)

③ 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているもの及び優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているもの及びおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種 別	名 称	市町村名
道 路	国道 2号 (岩国大竹道路)	岩国市、和木町
	国道 188号 (岩国南バイパス)	岩国市
	県道 岩国大竹線 (関関バイパス)	岩国市、和木町
	県道 牛野谷尾津線	岩国市
	県道 藤生 (停) 錦帯橋線 (平田バイパス)	岩国市
	都市計画道路 昭和町藤生線	岩国市
	都市計画道路 門前線	岩国市
	都市計画道路 室の木尾津線	岩国市
	都市計画道路 元町錦見線	岩国市
	都市計画道路 今津川線	岩国市
都市計画道路 牛野谷線	岩国市	

3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

(同左)

② 主要な施設の配置の方針

(同左)

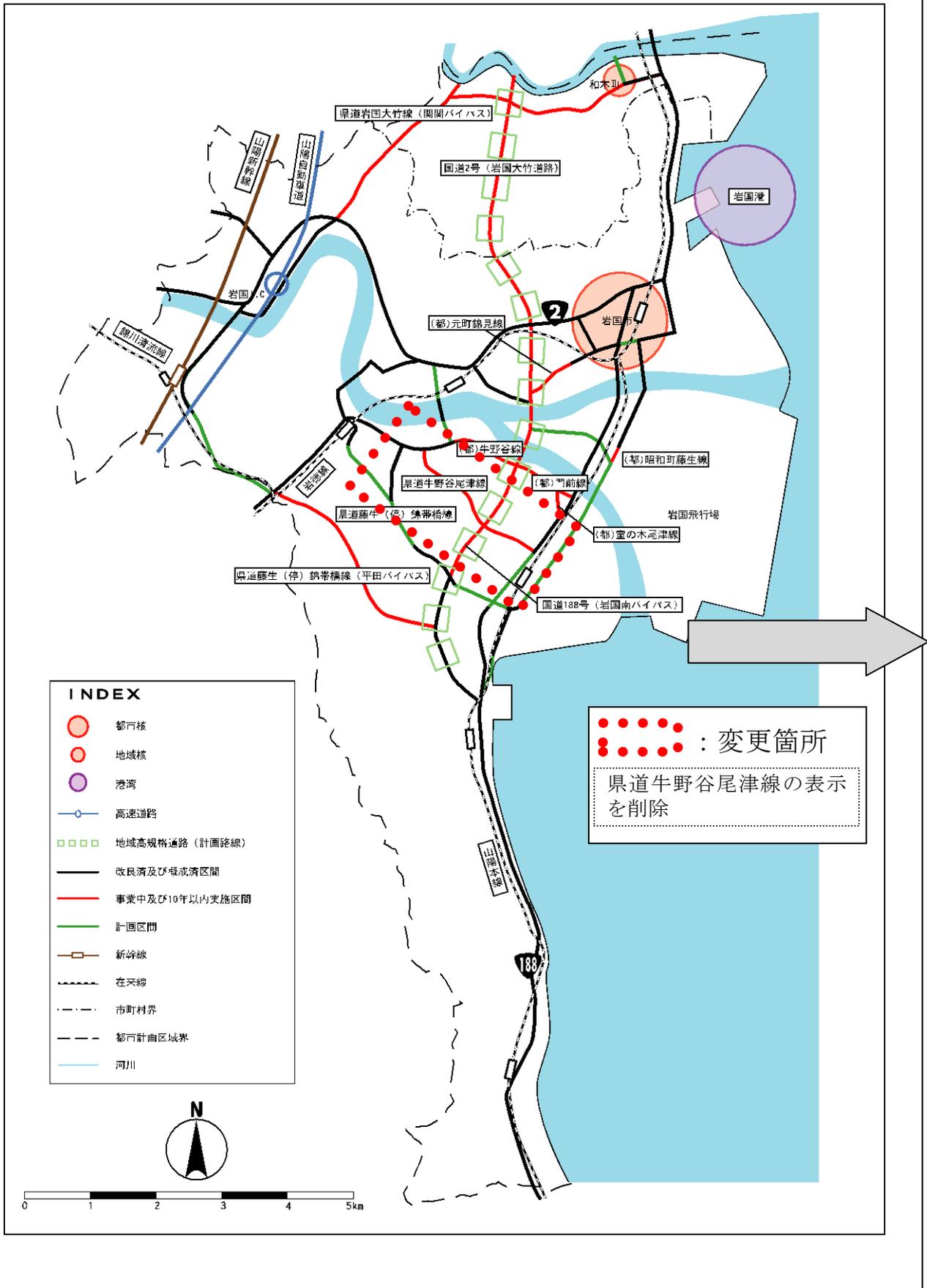
③ 主要な施設の整備目標

本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているもの及び優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

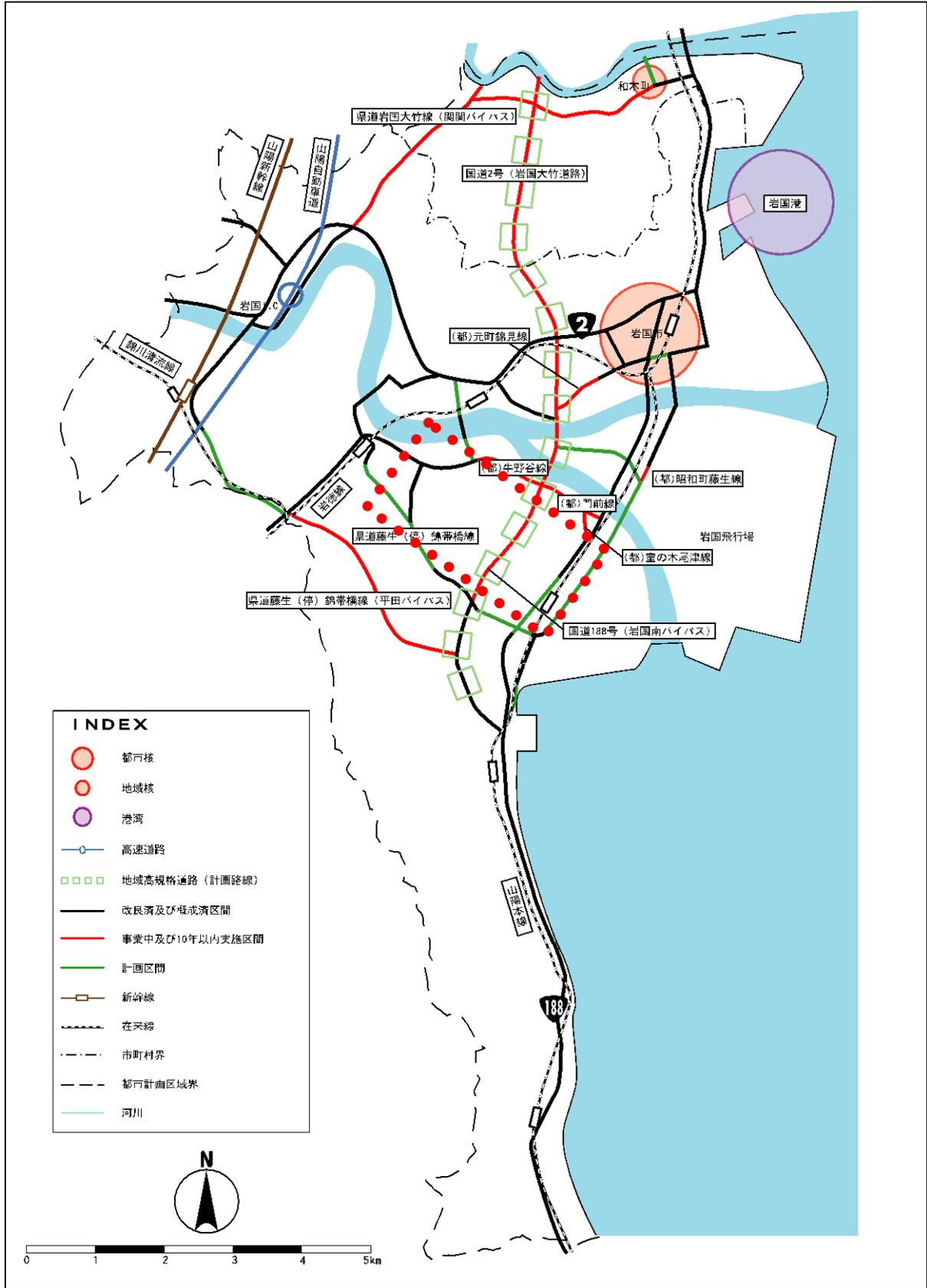
【現在事業を実施しているもの及びおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種 別	名 称	市町村名
道 路	国道 2号 (岩国大竹道路)	岩国市、和木町
	国道 188号 (岩国南バイパス)	岩国市
	県道 岩国大竹線 (関関バイパス)	岩国市、和木町
	県道 藤生 (停) 錦帯橋線 (平田バイパス)	岩国市
	都市計画道路 昭和町藤生線	岩国市
	都市計画道路 門前線	岩国市
	都市計画道路 室の木尾津線	岩国市
	都市計画道路 元町錦見線	岩国市
	都市計画道路 今津川線	岩国市
	都市計画道路 牛野谷線	岩国市

交通施設の整備方針



交通施設の整備方針



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

(省略)

② 主要な施設の配置の方針

(省略)

③ 主要な施設の整備目標

(省略)

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

(省略)

② 主要な施設の配置の方針

(省略)

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

(同左)

② 主要な施設の配置の方針

(同左)

③ 主要な施設の整備目標

(同左)

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

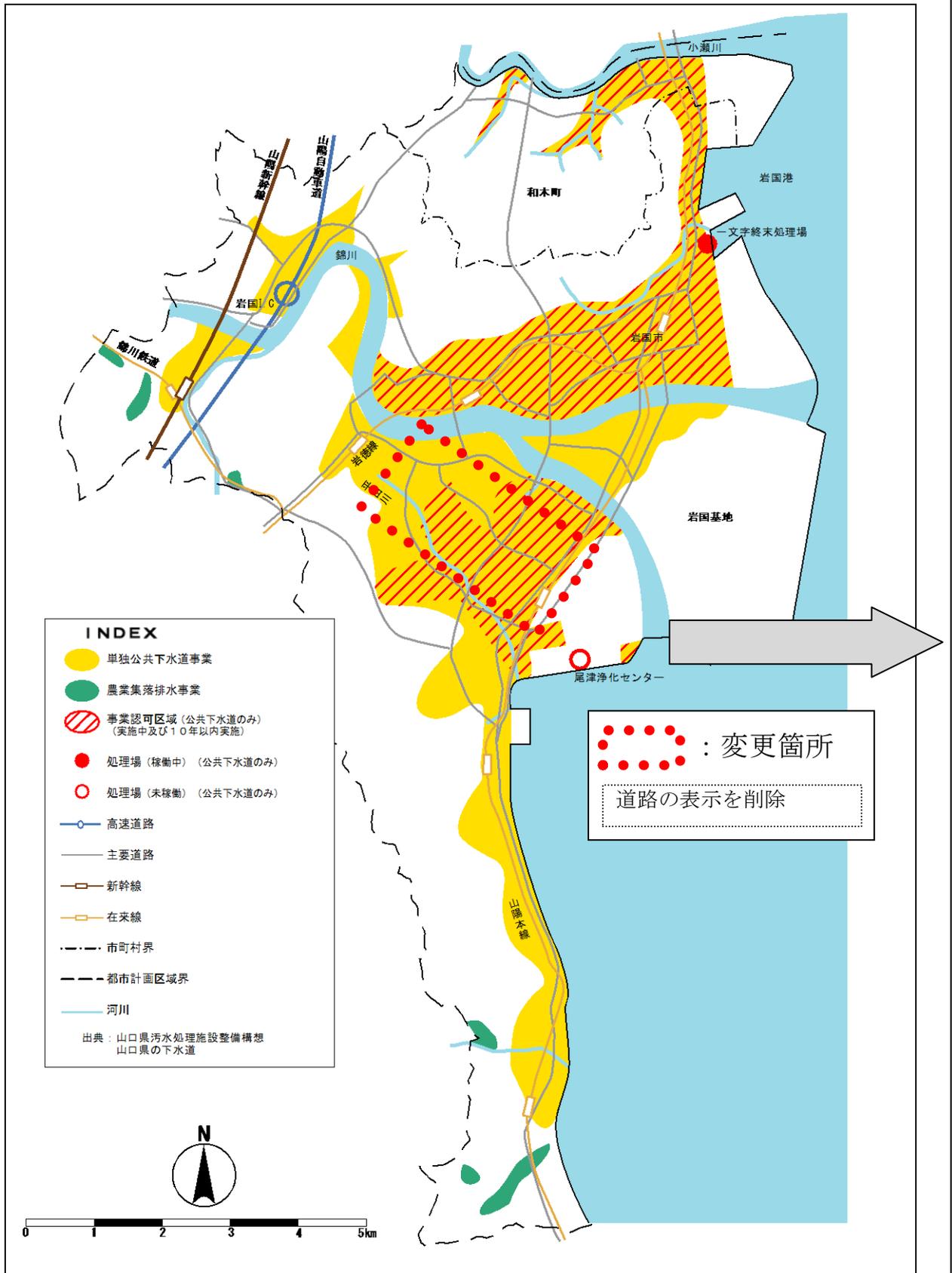
① 基本方針

(同左)

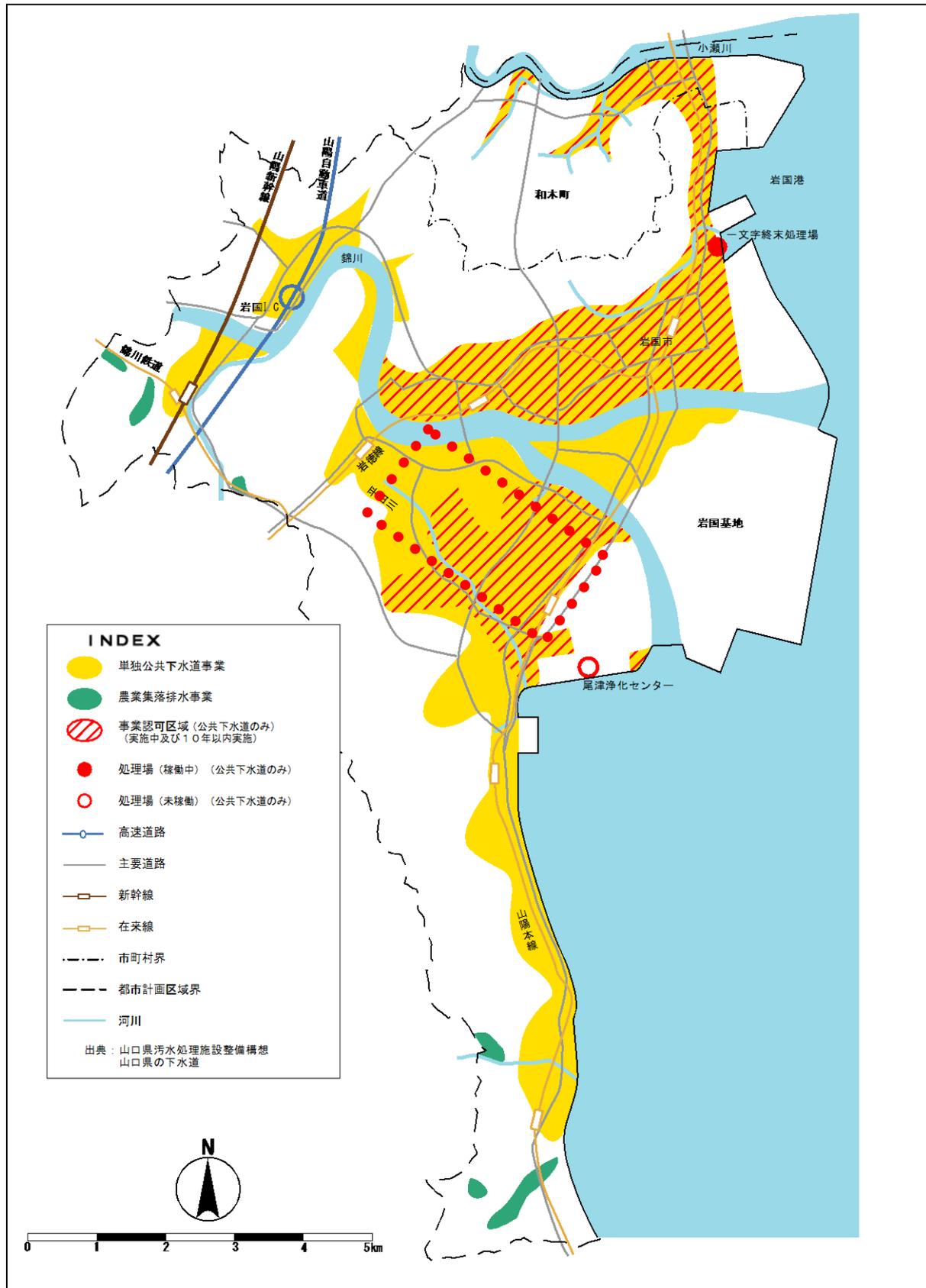
② 主要な施設の配置の方針

(同左)

■下水道及び河川の整備方針



■下水道及び河川の整備方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①□ 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業等の面整備や地区計画などにより、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・特に、岩国市の中心市街地については、山口県東部の中核都市の中心部としてより一層の活性化を図るため、「中心市街地活性化事業」を軸に高次都市機能の誘導や秩序ある都市施設の整備に努め、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進める。
- ・歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かした街づくりを促進する。
- ・岩国市愛宕山地区については、新住宅市街地開発事業を推進し、教育・福祉などの機能を備え、自然環境との調和や景観に配慮した快適でゆとりのある住宅市街地の整備を図る。
- ・長期間にわたり事業が行われていない市街地開発事業については、都市の将来像を踏まえ、当該地区の市街地開発事業による一体的な整備の必要性について十分検討を行った上で、事業の見直しを図る。
- ・公共建築物、道路、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図り、子供から高齢者まですべての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進する。

② 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、現在事業を実施しているもの及び優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているもの及びおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

地区名称	市町村名	事業主体	整備手法
愛宕山	岩国市	山口県住宅供給公社	新住宅市街地開発事業

3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業等の面整備や地区計画などにより、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 特に、岩国市の中心市街地については、山口県東部の中核都市の中心部としてより一層の活性化を図るため、「中心市街地活性化事業」を軸に高次都市機能の誘導や秩序ある都市施設の整備に努め、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進める。
- ・ 歴史的景観や良好な自然環境が残されている錦帯橋周辺地区等では、岩国市街なみ景観条例等に基づき、地域の特性を活かした街づくりを促進する。
- ・ 長期間にわたり事業が行われていない市街地開発事業については、都市の将来像を踏まえ、当該地区の市街地開発事業による一体的な整備の必要性について十分検討を行った上で、事業の見直しを図る。
- ・ 公共建築物、道路、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図り、子供から高齢者まですべての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進する。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

①□ 基本方針

(省略)

②□ 主要な緑地の配置の方針

(省略)

③□ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(省略)

④□ 主要な緑地の確保目標

(省略)

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

①□ 基本方針

(同左)

②□ 主要な緑地の配置の方針

(同左)

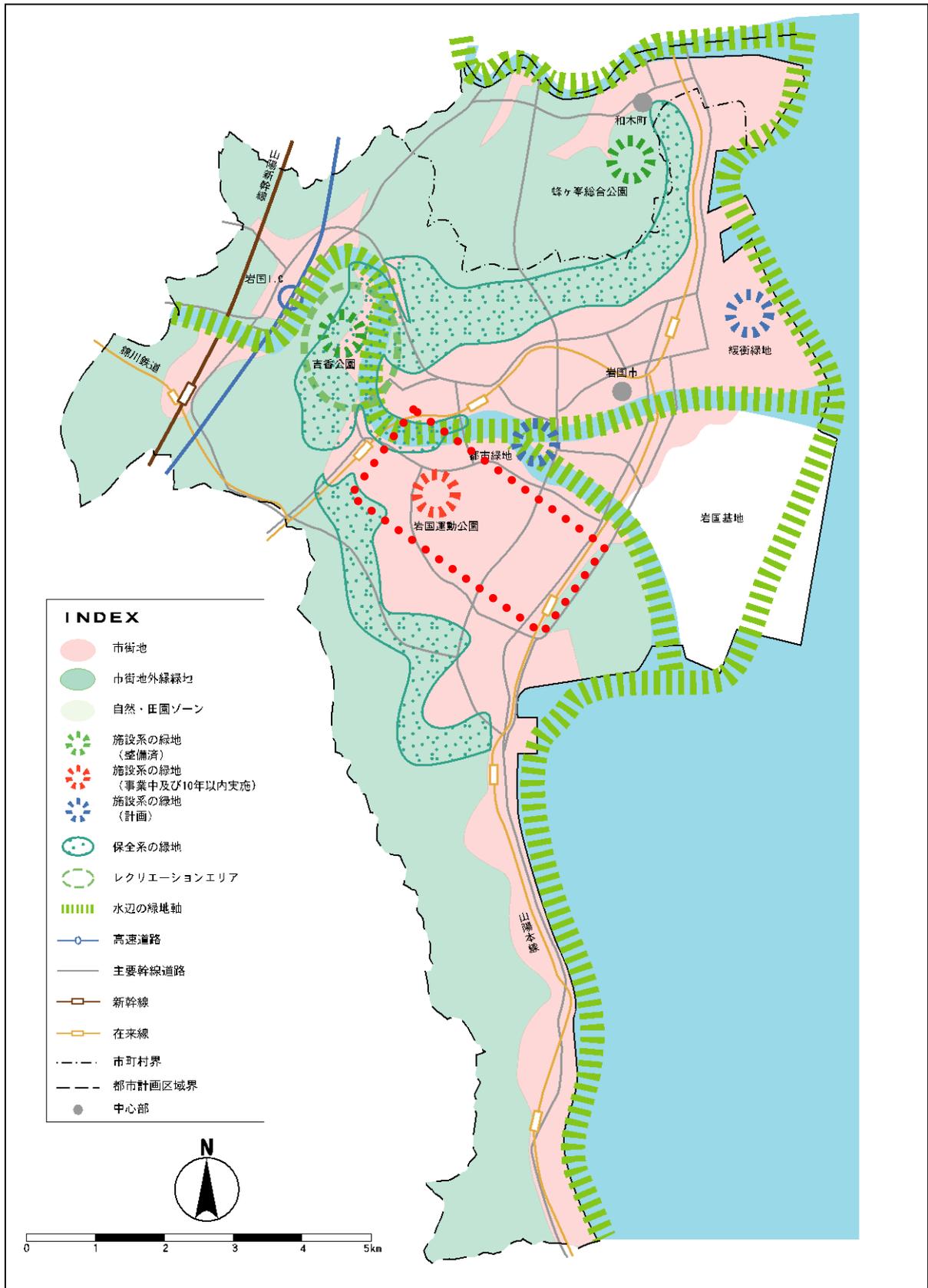
③□ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(同左)

④□ 主要な緑地の確保目標

(同左)

■自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

①□ 基本方針

(省略)

②□ 主要な景観の保全と創出の方針

(省略)

3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

①□ 基本方針

(同左)

②□ 主要な景観の保全と創出の方針

(同左)